題名を次のように改める。

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

第一条第五号中「に係る医療機器」の下に「又は体外診断用医薬品」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る。）とする。

第三条中「第四号」を「第五号」に改める。

○厚生労働省告示第六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一中「同法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療の項上欄中「に限る。」を「に限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。」に改め、同項下欄中「。ただし、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者による治験に係る診療にあっては、上欄の診療の項のうち投薬及び注射に係る診療（当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る診療に限る。）を行わないもの」を削る。

○厚生労働省告示第六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第八十五条の二第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改正する。

別表

食事療養及び生活療養の費用額算定表

第一　食事療養

1　入院時食事療養(I)（１食につき）

(1)	(2)以外の食事療養を行う場合	640円
(2)	流動食のみを提供する場合	575円

注

1　(1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、１日につき３食を限度として算定する。

2　(2)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養として流動食（市販されているものに限る。以下同じ。）のみを経管栄養法により提供したときに、１日に３食を限度として算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、１食につき76円を、１日につき３食を限度として加算する。ただし、(2)を算定する患者については、算定しない。

4　当該患者（療養病棟に入院する患者を除く。）について、食堂における食事療養を行ったときは、１日につき50円を加算する。

2　入院時食事療養(II)（１食につき）

(1)	(2)以外の食事療養を行う場合	506円
(2)	流動食のみを提供する場合	455円

注

1　(1)については、入院時食事療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養を行ったときに、１日につき３食を限度として算定する。

2　(2)については、入院時食事療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに、１日につき３食を限度として算定する。

第二　生活療養

1　入院時生活療養(I)

(1)　健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（１食につき）

イ　ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	554円
ロ　流動食のみを提供する場合	500円

(2)　健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（１日につき）　398円

注

1　(1)のイについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による生活療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該生活療養を行ったときに、(1)に掲げる療養として、１日につき３食を限度として算定する。

2　(1)のロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出て当該基準による生活療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該生活療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに、(1)に掲げる療養として、１日につき３食を限度として算定する。

3　別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、(1)に掲げる療養について、１食につき76円を、１日につき３食を限度として加算する。ただし、(1)のロを算定する患者については、算定しない。

4　当該患者（療養病棟に入院する患者を除く。）について、食堂における(1)に掲げる療養を行ったときは、１日につき50円を加算する。

2　入院時生活療養(II)

(1)	食事の提供たる療養（１食につき）	420円
(2)	温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（１日につき）	398円

注　入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、生活療養を行ったときに、(1)に掲げる療養については１日につき３食を限度として算定する。

○厚生労働省告示第六十三号

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の規定に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「食事せん」を「食事箋」に、「雑風食」を「雑風食、てんかん食」に改める。

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目二番五号　〒105-8501　電話　03(3587)4294
定価　本号一部　一ヵ月　一、六四二円（本体一、五二〇円）　（配送料別）

第三種郵便物認可　平成二十八年三月四日　明治二十三年五月三日